

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所：

株式会社銭高組（法人番号5120001049004）
大阪府大阪市西区西本町2-2-4

2. 指名停止措置期間：令和4年6月1日から令和4年7月31日まで（2か月）

3. 指名停止措置の範囲：南関東防衛局管内（神奈川県、山梨県及び静岡県）

4. 事実概要

上記有資格者の元支店長は、近畿中部防衛局発注の岐阜（2）評価施設新設建築
その他工事において、近畿中部防衛局職員（当時）から入札情報を得て不正に落札
したとして、令和4年5月31日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害
の罪で起訴された。

指名停止措置要領付表第2第9号

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 9 次のア又はイに掲げる者と締結した工事 請負契約等に関し、一般役員等又は使用人 が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕 され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され たとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ア 対象区域内の発注機関の契約担当官等 イ <u>対象区域外の発注機関の契約担当官等</u>	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内 <u>2月以上12月以内</u>

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第9号イ（競
売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。